

那覇市議会政務活動費収支報告書等（平成28年度分）の 閲覧について

平成29年6月30日から平成28年度交付分の政務活動費収支報告書等の
写しが閲覧できます。

1 政務活動費とは

政務活動費とは、那覇市議会議員の調査研究その他の活動に資するため、
必要な経費の一部として、議会における会派または議員に対し、交付する費
用で、議員1人1月あたり9万円が交付されています。

その収入及び支出の報告書と支出に係る領収書等の証拠書類（以下、「収支
報告書等」という。）は、提出が義務づけられており、上記の日より閲覧が
可能となります。

2 閲覧の請求手続き

①閲覧場所 那覇市役所本庁舎4階 議会事務局

②閲覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
（以下の日は除く）

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、慰霊の日（6/23）

③請求方法

備え付けの閲覧申請書に必要事項を記入して申し込みます。閲覧費用は無料
です。なお、写し（コピー）を請求する時は、情報公開請求の手続きと規定
の手数料が必要になります。

④お問い合わせ 那覇市議会事務局庶務課 電話 098-862-8108

※平成25年度以前の分については、情報公開請求手続きが必要になります。

詳しくは那覇市議会事務局庶務課にお尋ねください。